

## 職員の懲戒処分について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1 福祉保健局職員の服務規律違反事故

##### (1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	60	女性	停職6月

なお、管理監督者については、事実関係を詳細に確認の上、別途対処する。

##### (2) 事故の概要

事故者は、平成31年3月から令和3年3月までの間、施設入所者や職員に対して無視や拒絶的な態度を繰り返す、施設入所者に暴言を吐くなど、不適切な対応を行った。

#### 2 病院経営本部職員の非行事故

##### (1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	36	男性	停職5日

##### (2) 事故の概要

事故者は、令和2年5月1日から令和3年2月28日までの間、知人からの依頼に基づき、事故者を千葉県内及び都内のクリニックの開設者兼管理者とする名義貸しを行った。

#### 3 発令年月日

令和3年11月25日

問合せ先  
総務局人事部人事課（サービス班）  
電話 03 - 5388 - 2376(直通)